

2025 年度(令和 7 年度) 老朽空家等解体補助制度 申請手引き

神戸市建築住宅局安全対策課

目次

1. 補助制度の概要	2
(1) 補助申請者	2
(2) 補助対象建物の要件	2
(3) 申請期間・申請窓口・申請方法	2
(4) 補助申請の流れ	2
(5) 申請に関する注意点	2
2. 補助対象事業	3
(1) 補助申請者とは	3
(2) 補助金の対象となる解体除却工事	3
3. 補助金の交付額	4
(1) 補助金額の算出	4
(2) 増築した建物や、敷地内に建物が複数棟ある場合の取り扱い	5
4. 申請に必要な書類	7
5. 腐朽・破損の要件と現況写真の撮り方	9
(1) 腐朽・破損の要件	9
(2) 解体する建物の全体写真	9
(3) 残置する工作物（道に面する門・塀類、車庫・カーポート、敷地内の立木竹等）の写真	10
(4) 腐朽・破損している箇所等の写真	10
6. 添付書類（各種証明書等）について	13
(1) 工作物の除却計画書	13
(2) 登記事項証明書	16
(3) 解体工事業者の建設業許可または解体工事業者の登録の写し	17
(4) 本人確認書類について	17
(5) 配置図	18
(6) 固定資産課税台帳の写し	19
(7) 戸籍事項証明書等の取得方法	20
(8) 参考（解体工事にあたり必要となる届出などについて）	21
7. 申請内容に変更がある場合に必要書類	23
8. 実績報告に必要な書類	23
申請書類一覧	24
申請書記載例一覧	50

神戸市老朽空家等解体補助制度 補助金交付申請の手続きについて

1. 補助制度の概要

神戸市では、活用等の見込みが乏しい腐朽及び破損のある老朽空き家等について早期に解体を促し、周辺への生活環境に悪影響を及ぼすことを未然に防ぐとともに、健全で快適なまちづくりを推進することを目的に、老朽空き家等の解体費用の補助を実施しています。

(1) 補助申請者

- ・老朽空き家等の所有者

(もしくは、建物の管理者、代替執行の決定を得た当該敷地の所有者のいずれか。詳細はP3 参照。)

(2) 補助対象建物の要件

1981年(昭和56年)5月31日以前に着工した建物で、腐朽・破損のある空き家

※住宅以外の用途も対象です。また、空き家とは居住その他の用に供していない建物を指します。

補助対象外となるもの

- ・宗教活動、政治活動に資するもの
- ・老朽空き家等が歴史的価値を有するなど、補助事業の目的に合わないもの
- ・国又は地方公共団体等による他の補助金等の交付を受けるもの

(3) 申請期間・申請窓口・申請方法

申請期間 2025年2月25日(火)から2026年1月31日(土)まで

申請窓口 神戸市すまいの総合窓口 すまいるネット

〒653-0042 神戸市長田区二葉町5丁目1-1アスタくにつか5番館2階

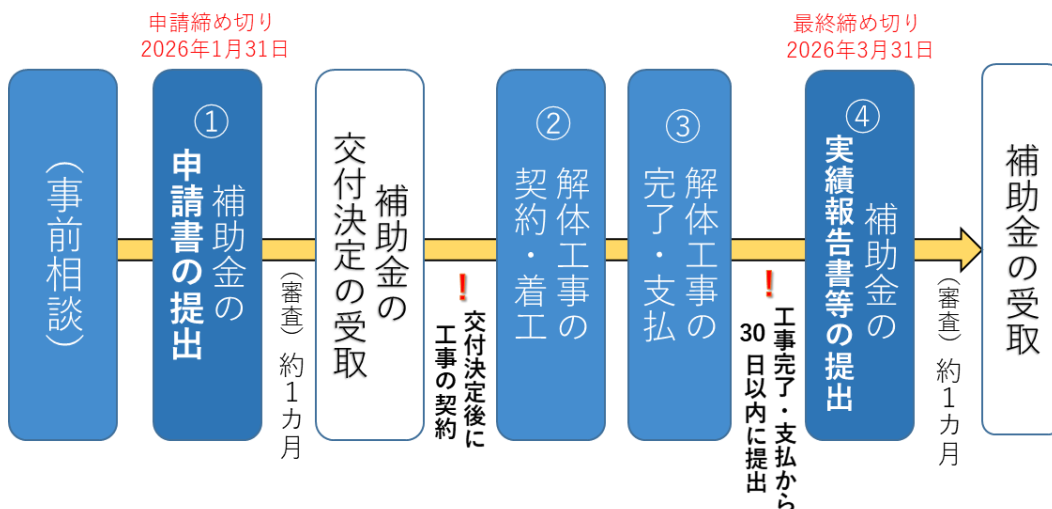
TEL 078-647-9969 水曜・日曜・祝日定休 受付時間 10時～17時

申請方法 申請窓口へ持参もしくは郵送(ただし、申請期間内必着)

※持参の場合は必ず電話にて事前に予約をお願いします。

その他 予算限度額に達し次第、申請受付を終了します。

(4) 補助申請の流れ



(5) 申請に関する注意点

- ・必ず、補助金の交付決定を受けてから解体業者と契約及び工事の着手を行ってください。補助金の交付決定前に業者と契約や工事の着手を行った場合は補助を受けることができません。
- ・補助事業の内容に変更や中止が判明した時点ですまいるネットに速やかにご連絡ください。

2. 補助対象事業

(1) 補助申請者とは

①老朽空き家等の所有者

・建物の登記事項証明書に記載された名義人

※「建物が未登記」、「相続登記ができていない」、「売買による所有権移転登記ができていない」、「登記名義人が2人以上いる」などの事情がある場合の申請に必要な書類はP8をご参照ください。

①に該当しない場合でも、下記②か③に該当すれば申請できます。

②建物の管理者

「建物の登記事項証明書」および「補助対象建物の解体除却権限を有することが確認できる資料」を基に審査します。

③代替執行の決定を得た当該敷地の所有者

空き家の所有者が不存在で代替執行の訴訟判決がなされた場合に、その関係資料を基に審査します。

(2) 補助金の対象となる解体除却工事

対象となる解体除却工事とは、敷地内の補助対象建物と「附属する建物」、「道に面する門・塀類、車庫・カーポート」、「敷地内の立木竹等」を全て解体除却する工事のことを指します。(補助金交付の決定を受けた申請者が、解体工事業者等へ解体除却の工事を請け負わせてください※1。)

ただし、除却できない「道に面する門・塀類」「車庫・カーポート」「敷地内の立木竹等」については、以下のような【特段の理由】があれば、一部残置できる場合がありますので、事前にご相談ください。

【特段の理由】

①敷地もしくは地盤面の構造上の問題や、隣接する建物等への安全対策などの安全上等の理由により除却できないもの

例) ・立木竹の幹(残置する場合も高さ20cm程度までは要伐採)
・土留めを兼ねた塀や車庫の壁 等

(安全性確保のための対応が必要な場合には、専門の方に事前に相談するなどの検討をお願いします。)

②急傾斜地崩壊危険区域や砂防指定地などの区域内に建つ補助対象建物が各規制の制限を受ける場合。

(兵庫県が指定する急傾斜地崩壊危険区域内では建物の基礎のりきりの除却に伴う法切、切土、掘削または盛土や立木の伐採を行う場合、県の許可が必要です。なお、許可がおりる保障はなく、許可までに相当時間を要します。)

※1 建物等の解体を請け負う解体工事業者等は、建設業法による許可又は建設リサイクル法に基づく兵庫県知事による登録を取得している必要があります。

また、『隣地に面する塀類』については、申請者が自主点検し、危険なものは除却に努めてください。

門や塀などの工作物の取り扱いについて、必ずP13～15をご確認ください。

3. 補助金の交付額

(1) 補助金額の算出

・補助金額は、解体除却する補助対象建物の登記床面積または課税床面積によって決まります（複数棟ある場合は各棟の合計）。

面積は、建物の「登記事項証明書」「固定資産課税台帳登録事項証明書※」「固定資産課税台帳の写し※」「課税明細書※」のいずれか記載の床面積で算定します。（これら資料に記載のない別棟の建物や増築等の床面積は算入しません。） ※令和7年1月1日時点の面積で算定します。

補助金の交付額

登記床面積または課税床面積の合計	30㎡未満	30㎡以上	40㎡以上	50㎡以上	60㎡以上	70㎡以上	80㎡以上
補助金額	20万円	30万円	40万円	45万円	50万円	55万円	60万円

共同住宅の場合の補助金額

用途が共同住宅・寄宿舍(※1)に該当する建物で、登記床面積または課税床面積が100㎡以上、かつ3戸以上の住戸(※2)がある場合は、下記表『共同住宅等の補助金の交付額』に従って補助額が決まります。

※1 建物の「登記事項証明書」「固定資産課税台帳登録事項証明書」「固定資産課税台帳の写し」「課税明細書」のいずれかに「共同住宅」もしくは「寄宿舍」の記載があるもの

※2 「共同住宅」もしくは「寄宿舍」の用途に供する戸数

共同住宅等の補助金の交付額

登記床面積または課税床面積の合計	100㎡以上	110㎡以上	120㎡以上	130㎡以上	140㎡以上	150㎡以上	160㎡以上
補助金額	70万円	75万円	80万円	85万円	90万円	95万円	100万円

(注意点)

- ・別棟の旧耐震建物（1981年5月31日以前に着工）がある場合、当該建物の登記床面積もしくは課税床面積を算入します。
- ・別棟の新耐震建物（1981年6月1日以降に着工）や、安全上等の理由によりやむを得ず残置する車庫類（附属建物として登記や課税されているものなど）がある場合、当該建物の床面積は算入しません。
- ・全ての申請要件を満たしたうえで、建物の「登記事項証明書」「固定資産課税台帳登録事項証明書」「固定資産課税台帳の写し」「課税明細書」のいずれも提出できない場合、当該建物の床面積を0㎡として補助金額を算出します。

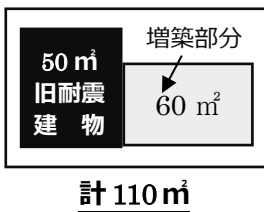
【補助対象事業費について】

- ・補助の対象となる費用は、解体工事見積書のうち、老朽空き家の解体費や門塀・立木竹等の除却費、各種調査・届出等経費（アスベスト事前調査・除去工事など）などに要する費用です。（消費税相当額除く）（補助対象外：解体工事後のすきとり・残土処分、土地の舗装、建て替え工事の一部とみなされる経費等）
- ・補助金の交付額が補助対象事業費を上回る場合は補助対象事業費を上限額とします（千円未満切捨て）。

(2)増築した建物や、敷地内に建物が複数棟ある場合の取り扱い

<用語> **旧耐震**：1981年（S56年）5月31日以前の着工 **新耐震**：1981年（S56年）6月1日以降の着工

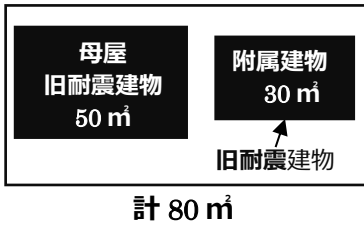
例1 同じ棟の増築例



当初の建物が旧耐震であれば増築箇所の床面積も算入します。（新耐震以後に行った増築箇所も同様に算入します。）

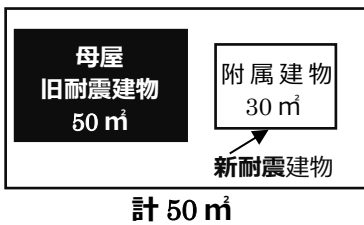
建物の「登記事項証明書」「固定資産課税台帳登録事項証明書」「固定資産課税台帳の写し」「課税明細書」のいずれにも記載のない床面積は算入できません。

例2 別棟の附属建物が旧耐震建物の例



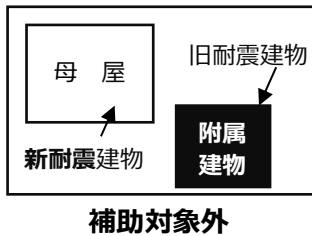
別棟の旧耐震建物がある場合、当該建物の登記床面積もしくは課税床面積を算入します。

例3 別棟の附属建物が新耐震建物の例



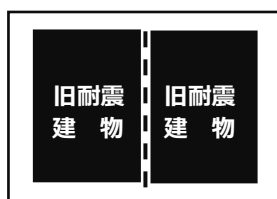
別棟の新耐震建物がある場合、当該建物の床面積は算入しませんが、当該建物も含めて解体除却する必要があります。

例4 別棟の母屋（新耐震）を増築した例



母屋（主たる用途の建物）が新耐震建物で附属建物が旧耐震の場合は、補助対象外です。

例5 専有登記の長屋例（2戸1長屋）

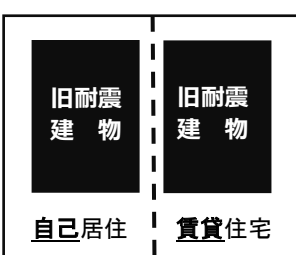


解体しようとする旧耐震の2戸1長屋のうち、1戸のみを解体（申請）することは可能です。

（別々の登記で確認できるなど、権利関係が明確であること）

どちらかみの申請も可

例6 用途が独立した建物例（附属の建物でない場合）



敷地内に所有する建物が複数棟ある場合は、原則、全ての建物の解体が必要です。ただし、各建物について用途が独立していれば、そのうち1棟のみを解体するなど、建物ごとに申請ができる場合があります。なお、申請には用途が独立していることが確認できる資料の提出が必要です。

★必要書類などの詳細は次ページを参照してください。

どちらかみの申請も可

【★敷地内に所有する建物が複数ある場合】

敷地内に所有する建物（住宅や倉庫など）が複数棟ある場合は、原則、全ての建物の解体が必要です。ただし、各建物について、用途が独立（1棟は「自己居住」、別棟は「賃貸用住宅」だった場合など）していれば、そのうち1棟のみを解体するなど、建物ごとに申請できる場合があります。1棟のみの解体や建物ごとに申請を希望される場合は、下記①～③に記載する必要書類のうちいずれか1つ以上を提出してください。（提出された書類については審査があります。）

①各建物が居住者が異なる住宅の場合（賃貸住宅や別世帯居住の住宅など）

- ・賃貸借契約の契約書、もしくは家賃の領収書
 - ・賃貸借契約の解約通知、もしくは解約時の領収書（敷金を返金した場合など）
 - ・各建物の水道の使用証明書（契約者名が異なることが分かるもの）
 - ・各建物のガス供給終了証明書（契約者名が異なることが分かるもの）
 - ・各建物の電気の解約証明書（契約者名が異なることが分かるもの）
- など、各建物について、居住者が異なる住宅であったことを証する書類。

（注意：上記いずれの書類についても、住所などの記載があり、建物が特定できる場合に限りです。）

<上記①の書類がない場合は、下記②もしくは③の書類でも申請が可能な場合があります>

②水道管の引き込み状況から各建物の用途の独立が確認できる場合※

- ・各建物の水道メーターの写真（メーターと建物が一緒に写るよう、離れたところから撮影してください）

※各建物が配水管（本管）から単独引込をしている場合などを指します。水道メーターが複数あっても宅地内で給水管が分岐している場合などは該当しません。（審査にて、給配水管管理図を確認します。）

③建築確認情報から各建物の用途の独立が確認できる場合※

- ・建築計画概要書または台帳記載事項証明書（建物によって書類が存在しない場合があります。ページ下部参照）

※各建物の建築基準法上の建築敷地が分かれている場合などを指します。

敷地内に所有する建物が複数棟ある場合は、必ず【配置図】（P30 参照）を提出してください。

上記以外のケースも含めて、ご自身で判断が難しい場合は、提出可能な資料をご持参のうえ、すまいるネットにご相談ください。なお、調査には数日の期間がかかります。

（参考）

■建築計画概要書

対象：建築主が民間で、昭和46年1月以降に建築確認手続きがされた建物。

■台帳記載事項証明書

対象：建築確認台帳に記載されている事項の一部を「台帳記載事項証明書」として発行。

（昭和32年度以降に建築確認された建物のみ。）

【閲覧・証明書発行窓口】

神戸市中央区浜辺通2丁目1-30三宮国際ビル5階

神戸市建築住宅局建築調整課 事務係の概要書閲覧窓口（①番窓口） ☎ 078-595-6546（・6547）

月曜～金曜 8:45～17:30（12:00～13:00を除く）



4. 申請に必要な書類

申請には下記の書類すべての提出が必要です。

〔補助金交付申請書〕 様式第1号（P26を使用）

〔附近見取り図〕

地図等（縮尺 1/1500 程度）または、向こう 3 軒両隣の建物名、駅名などの公共交通機関名、主要な道路、公園等及び、建物周辺がわかるように記載すること。（敷地の形状を明示すること）

〔工作物の除却計画書〕（P28 を使用 / P13～15 を必ずご確認ください。）

建物に附属する工作物等（門・塀類、車庫・カーポート、立木竹など）について記載すること。

※敷地内に建物（母屋・離れ・倉庫など）が複数ある場合は〔配置図〕（P8 参照）の提出も必要です。

〔現況写真〕（「腐朽・破損している箇所等の写真」P9～12 を必ずご確認ください。）

- ・建物全景写真（数枚）
- ・建物の腐朽・破損状態がわかる写真（主な破損 2 箇所程度）
- ・（『道に面する門・塀類、車庫・カーポート、敷地内の立木竹等』で除却できない工作物がある場合）
除却できない工作物がわかる写真（ただし、建物全景写真に写っていれば不要）
- ・（共同住宅の場合）
玄関扉や集合ポストの写真、建物平面図など戸数のわかるもの

※全景写真は敷地全体や前面道路が写るように撮影してください。全体が一枚でおさまらない場合や複数の道に接している場合などは方向を変えて複数枚撮影してください。
※A4サイズの用紙に印刷して提出してください。（印刷できない場合は貼り付けでも可）

〔建物の登記事項証明書〕（P16 参照）

建物の登記事項証明書で建物の建築年月・所有者・面積の特定を行います。

※法務局で交付されたもの、又は登記情報提供サービスで取得したもの（ともに発行から 3 か月以内）
※登記事項証明書 権利部（乙区）に抵当権等の記載がある場合、解体に支障となる事柄が存在しない旨の文書等が必要です。

〔解体工事見積書の写し〕

解体工事業者等による見積もり 1 社分（2 社以上の見積もり合わせを推奨します。）

※宛名は申請者名で、見積書内に解体する建物の地番又は住居表示が記載されていること。
※見積期限が申請日時点で有効なもの。
※明細が記入されたもの。

〔解体工事業者の建設業許可または解体工事業者の登録の写し〕（P17 参照）

建設業許可（建築・土木・解体のいずれか）又は兵庫県での解体工事業者の登録が必要です。

許可・登録事業者からの見積書がなければ、申請の受付ができません。

〔本人確認書類の写し〕（P17 参照）※来所での申請の場合は、原本もあわせてご持参ください。

- ・申請者（手続を委任する場合は手続き受任者）の本人確認書類の写し。
顔写真付きの証明書 1 点または顔写真がない証明書の場合 2 点。
- ・（法人の場合）
上記に加え、申請手続者が当該事業所に所属していることを確認できるもの（名刺・社員証等）

場合によって下記の書類の提出が必要です。

【敷地内に所有する建物が複数棟（母屋・離れ・倉庫など）ある場合】

- ・〔配置図〕（P30 参照/ P18 を必ずご確認ください。）
A 4 用紙に敷地内にある全ての建物と、道や隣家の位置などの周辺状況を記入してください。

【補助申請の手続き等を申請者以外の人に代行させる場合】

- ・〔委任状〕（P32 参照）

【解体する建物の名義人（所有者）が 2 人以上の共有名義の場合】

- ・〔同意書〕（P34 参照）
代表者（申請者）以外の所有者からの解体及び申請手続きに関する同意書が必要です。

【相続や売買取得後の所有権移転が未登記の場合など】

- ・〔誓約書〕（P36 参照）
各種申請要件に係る書面を提出することが困難な場合に提出が必要です。

【建物全体が未登記の場合】や【建築年月および所有者が登記事項証明書だけでは特定できない場合】

- ・建物の〔固定資産課税台帳登録事項証明書〕または〔固定資産課税台帳の写し〕（P19 参照）
発行から 3 か月以内のものを提出してください。

建物の〔固定資産課税台帳登録事項証明書〕または〔固定資産課税台帳の写し〕が提出できない場合
下記例示の「建築年月が確認できる資料」と、それに加え「所有者がわかる資料」も提出してください。

- ・〔建築確認の確認済証もしくは検査済証の写し〕または
・〔建築計画概要書〕もしくは〔台帳記載事項証明書〕（発行場所：P6 参照）

【増築箇所が未登記などの理由で、「登記床面積」と「課税床面積」に差がある場合】

- ・建物の〔固定資産課税台帳の写し〕〔固定資産課税台帳登録事項証明書〕〔課税明細書の写し〕のいずれか

【相続後の所有権移転が未登記の場合の必要書類】（P20 参照）

- ・下記(1)と(2)の両方を証明できる書類を提出してください。（必要に応じて複数提出してください。）

(1) 申請者と所有者(被相続人)との関係性を証する書類

例：戸籍謄本、除籍謄本、建物の固定資産課税台帳登録事項証明書※、固定資産課税台帳の写し※
※発行から 3 か月以内のもの

(2) 所有者(被相続人)が死亡していることを証する書類

例：戸籍謄本、除籍謄本、死亡診断書、住民票

【売買契約後の所有権移転が未登記の場合（引き渡しを完了したが登記未了の場合）の必要書類】

- ・〔建物および土地の売買契約書の写し〕および〔領収書（契約金額全額分）の写し〕
（売買契約書のみでは建物の所有権移転が確認できない場合、別途追加書類が必要です。）

【建物の登記事項証明書に記載された所有者の住所と現住所に相違がある場合】

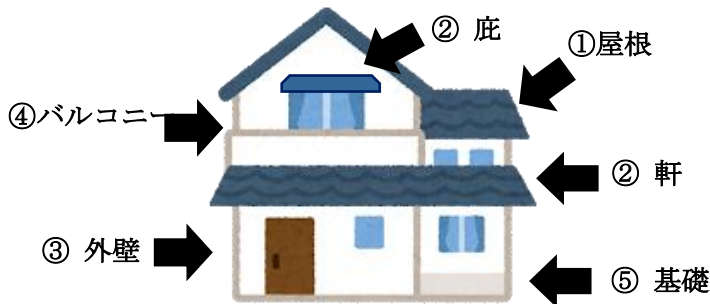
- ・〔住民票〕または〔転送された郵便物の写し等（旧住所の記載がある書類）〕
（上記書類が提出できない場合に限り、〔誓約書（P36 参照）〕を提出してください。）

申請状況に応じてこの手引きに記載しているもの以外の書類を求めることがあります。

5. 腐朽・破損の要件と現況写真の撮り方

(1) 腐朽・破損の要件

①～⑤の各部位のいずれかに、次のような腐朽・破損の状態が目視で確認できること。(空き家の継続により同様の腐朽・破損状態になる恐れがあるものも含まれます。)



①屋根 : 屋根ぶき材料の剥落・ずれ、屋根の変形など

②軒、庇 : 軒・庇の落下・破損、軒天井材・垂木等の腐朽・剥落・落下の恐れのあるひび割れなど

③外壁 : 外壁の剥落・落下の恐れのあるひび割れ、外壁タイル・仕上げ材の剥落・落下の恐れのあるひび割れ・浮き・孕み、金属系仕上げ材の腐食など

④バルコニー、屋外階段等 : バルコニーの剥落・腐朽・破損、外廊下の天井剥落・床ひび割れ、支柱・屋外階段の腐朽・腐食・破損など

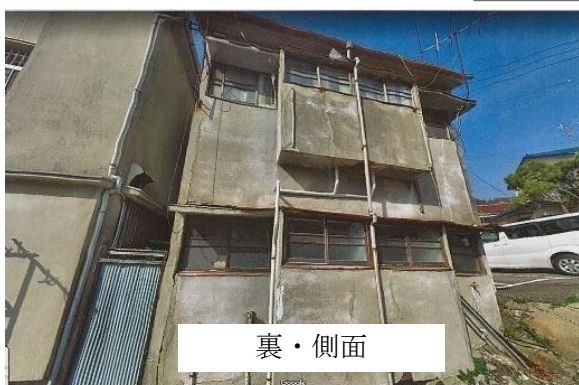
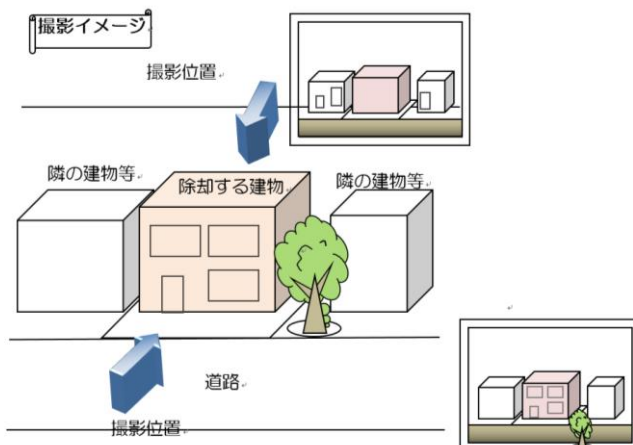
⑤基礎、土台、柱、梁 : 基礎の不同沈下・破損・ひび割れ、土台・柱・梁の腐朽・破損・変形、柱の傾斜など

(2) 解体する建物の全体写真

全体写真は、敷地や建物の場所がわかるように隣地や周囲の建物等を含めて撮影してください。

※全体写真で腐朽破損個所の位置がわからない場合は、その箇所の位置がわかる面も撮影してください。

※共同住宅の場合は戸数がわかるよう、玄関扉や集合ポスト等を撮影してください。



(3) 残置する工作物(道に面する門・塀類、車庫・カーポート、敷地内の立木竹等)の写真

『道に面する門・塀類、車庫・カーポート、敷地内の立木竹等』で、残置するものがある場合、その工作物等を撮影してください。なお、全体写真の中に残置する工作物等が写っている場合は、その写真で兼用可能です。※道との位置関係などがわかるように少し離れた場所から撮影してください。



土留めを兼ねているコンクリート塀



地盤面を構成している掘り込み車庫

(4) 腐朽・破損している箇所等の写真

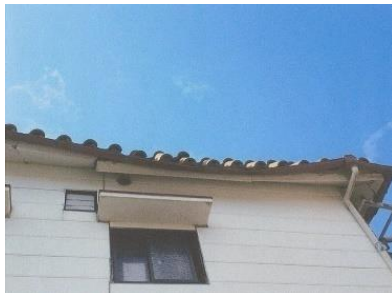
原則、建物の本体(外部)の腐朽・破損で確認します。下記を参考に主な破損2箇所程度撮影してください
※屋根等で、撮影しにくい箇所は、カメラのズーム機能を活用してください。

部位ごと(前ページの上図の①～⑤)の確認項目の例

① 屋根 … 「瓦の剥落・ずれ」、屋根の変形、屋根材の腐朽



屋根瓦の剥落・ずれ



屋根の変形



屋根材の腐朽(石綿セメント板)

② 軒・庇 … 「軒・庇の腐朽・破損」、「軒天井材の腐朽・剥落・ひび割れ」



軒の破損



庇の腐朽・破損



軒天井材のひび割れ



軒の剥落・露筋(RC造)



軒天井材の腐食落下(軽量鉄骨造)



軒天井のひび割れ(軽量鉄骨造)

③ 外壁 …「外壁の剥落・ひび割れ・浮き」、外壁タイルのひび割れ、外装材の浮き、金属板の錆び



外壁の剥落



外壁のひび割れ・浮き



外壁のひび割れ



外壁タイルのひび割れ



外装材の浮き



金属板の錆による腐朽



外壁の剥落 (RC造)



柱のひび割れ (RC造)



外壁 (ALC板) のひび割れ (鉄骨造)

④ バルコニーや屋外階段

…「バルコニーの破損・腐朽」、外廊下の天井剥落、外階段の錆



バルコニーの破損



外廊下天井の剥落



バルコニーの露筋 (RC造)

⑤ 基礎、土台、柱、梁 …基礎のひび割れ、柱のひび割れ・ずれ



基礎のひび割れ



柱のずれ



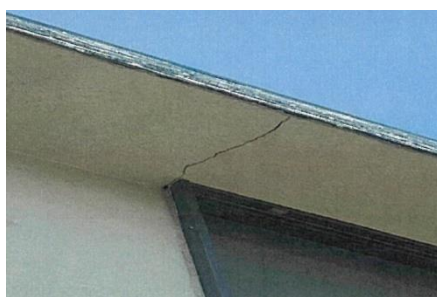
柱のひび割れ

初期段階の破損（空き家の継続により上記と同様の腐朽・破損状態になる恐れがある箇所）

- ・ 上記①～⑤のような破損箇所がない場合は、初期段階の破損を2箇所程度撮影してください。



庇材の腐食



軒天井のひび割れ



外壁のひび割れ



基礎のひび割れ



バルコニー軒先のひび割れ



バルコニー腰壁のひび割れ・腐食

室内側の写真について(屋根・外壁等の破損状況を補完するもの)

- ・ 屋根や外壁の破損状況を上手く撮影できない箇所について、室内側からその破損状況等を撮影できる場合には添付してください。(屋根に穴が開いており、室内からその様子が撮影できる場合等)



外壁破損による室内状況



屋根破損による室内状況



建物の傾き状況を水平器で測定

6. 添付書類(各種証明書等)について

(1) 工作物の除却計画書

建物に附属する門や塀などの工作物等について、「対象となる工作物の有無」、「除却するか残置するか」、「残置する場合の理由」などを記入様式 (P28) に沿って記入してください。

作成例	工作物の除却計画書	令和7年度様式
空き家の所在地 (地番) <u>中央</u> 区 <u>加納町6丁目 999 番地</u>		
1. 道(私道を含む)に面する門・塀類、車庫・カーポート、敷地内の立木竹等〔原則、除却〕		
対象となる工作物 道(私道を含む)に面する門・塀類、車庫・カーポート <input checked="" type="checkbox"/> ある(右欄記入) <input type="checkbox"/> ない	除却計画 <input type="checkbox"/> 全部除却する(一部分でも残置するものが全くない) <input checked="" type="checkbox"/> 安全上等の理由により除却できない(⇒理由記入と写真提出) <除却できない「工作物」・理由 ※1> (記入例:「コンクリート塀」・土留めを兼ねているため、高さ一段程度は残置) 南側道路に面する「コンクリート塀」土留めを兼ねており、全ては除却できないため地面から 20cm程度は残置	写真添付※2 除却できない工作物がある場合は、その写真を撮影し、提出してください。
敷地内の立木竹等 <input checked="" type="checkbox"/> ある(右欄記入) <input type="checkbox"/> ない	<input checked="" type="checkbox"/> 全部伐採する <input type="checkbox"/> 安全上等の理由により伐採できない(⇒理由記入と写真提出) <伐採できない理由 ※1>	伐採できない立木竹等がある場合は、その写真を撮影し、提出してください。
除却できない場合は、建物のどの方角の道に面する塀かなど、できるだけ詳細に記入してください。また、除却できない工作物・立木竹等は写真の提出も必要です。		
※1 全て除却できない場合も、周囲に危険や迷惑が及ぼさない範囲まで除却してください。 ※2 除却できない工作物や立木竹等がある場合は、その写真を提出してください。		
2. 隣地に面する塀類〔自主点検し、危険な塀類(危険なブロック塀など)は、除却に努めてください〕		
対象となる工作物 隣地に面する塀類(隣地との共有物を含む) <input checked="" type="checkbox"/> ある(右欄記入) <input type="checkbox"/> ない	除却計画 <input type="checkbox"/> 全部除却する(一部分でも残置するものが全くない) 【除却できない・しないものがある場合の理由 複数選択可 】 <input type="checkbox"/> 周囲に危険とならない塀類なので除却しない(安全性のあるフェンスなど) <input checked="" type="checkbox"/> 周囲に危険とならない範囲まで除却する(ブロック塀の上段部分は解体するなど) <input checked="" type="checkbox"/> 隣地と共有、隣地が所有、もしくは隣地境界を兼ねているため除却できない <input checked="" type="checkbox"/> 高低差があり安全のため除却できない <input checked="" type="checkbox"/> 土留めを兼ねているため除却できない <input type="checkbox"/> その他の理由により除却できない (その他の理由:)	
3. その他の工作物		
対象となる工作物 擁壁、階段、外構のコンクリート舗装、池、花壇、井戸など <input checked="" type="checkbox"/> ある(右欄記入) <input type="checkbox"/> ない	除却計画 <input type="checkbox"/> 全部除却する(一部分でも残置するものが全くない) 【除却しない工作物 複数選択可 】 <input type="checkbox"/> 擁壁 <input type="checkbox"/> 階段 <input checked="" type="checkbox"/> 外構のコンクリート舗装 <input type="checkbox"/> メーカー製の物置(土地に定着していないもの) <input type="checkbox"/> 花壇 <input type="checkbox"/> 池 <input type="checkbox"/> 井戸 <input type="checkbox"/> その他()	

【解説】 門や塀などの工作物の取り扱い および 工作物の除却計画書への記入について

門や塀などの工作物は、下記1～3の分類に沿って、除却等の取り扱いを行ってください。

1. <道（私道を含む）に面する門・塀類、車庫・カーポートや敷地内の立木竹等> ⇒ 原則、除却

『道（私道を含む）に面する門・塀類、車庫・カーポートや敷地内の立木竹等』については、放置すると建物周辺の不特定多数へ危険や悪影響を及ぼす可能性が高いため、原則除却してください。

（安全上等の理由で除却できない場合、理由の記入と除却できない工作物の写真を提出してください。）

⇒下の図の場合、①南側のコンクリート塀、②門柱・門扉、③植栽 が該当

2. <隣地に面する塀類> ⇒ 申請者が自主点検し、危険なものは除却に努めてください

『隣地に面する塀類』については、劣化した塀や、危険なブロック塀などがあると、隣地に危険を及ぼす可能性があります。申請者が自主点検をしたうえで、危険な塀類は除却に努めてください。

（参考：塀などの点検チェックポイント P15 参照）

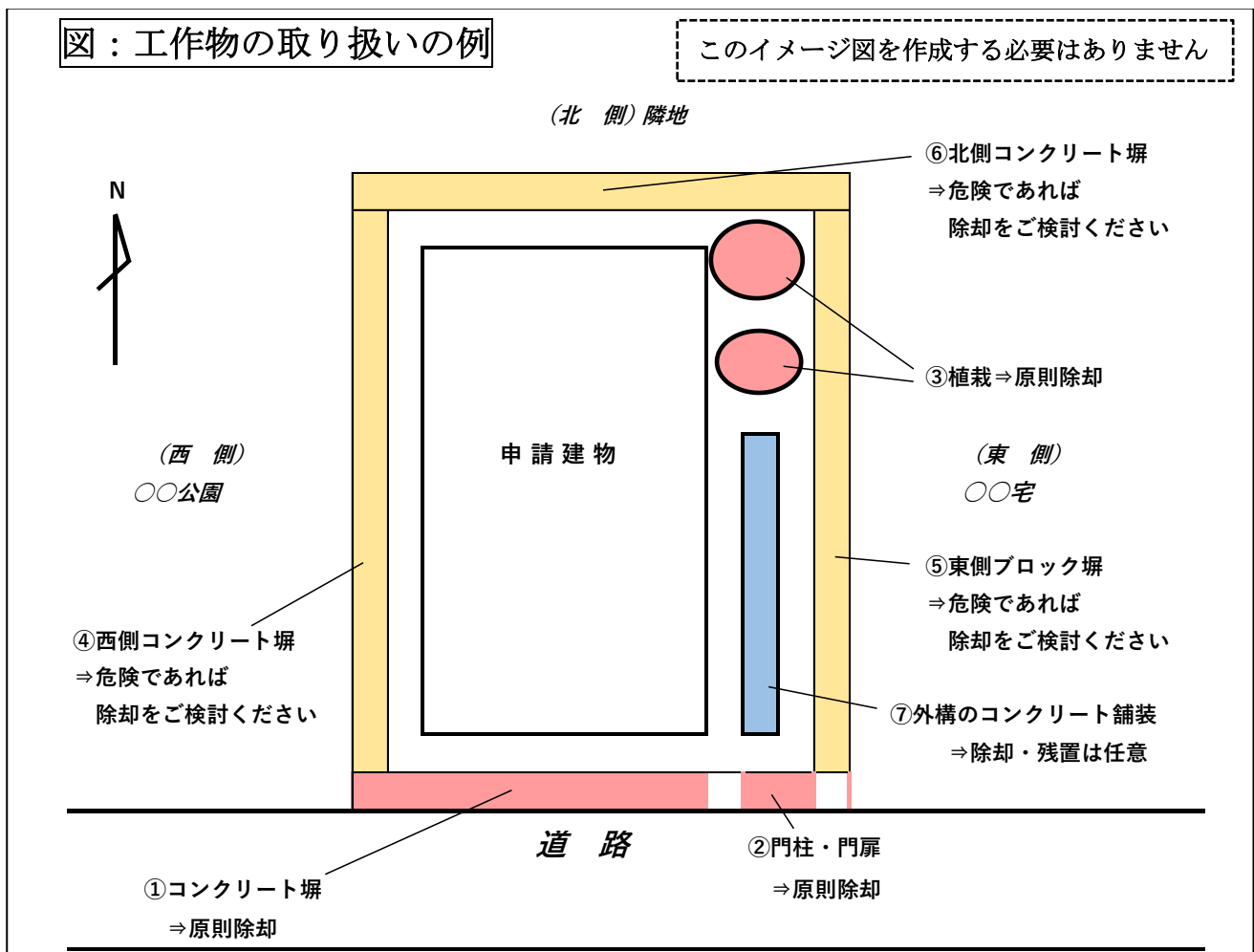
⇒下の図の場合、④西側コンクリート塀・⑤東側ブロック塀、⑥北側コンクリート塀 が該当

3. <その他の工作物> ⇒ 除却するか残置するか任意

上記1.2いずれにも該当しない安全上支障のない工作物を除却するか残置するかは任意です。

⇒下の図の場合、⑦外構のコンクリート舗装 が該当

工作物について下記の図のような除却予定である場合には、前ページの計画書作成例になります。



【参考：塀などの点検のチェックポイント】

『隣地に面する塀類』については、劣化した塀や、危険なブロック塀などがあると、隣地などに危険を及ぼす可能性があります。申請者が自主点検をしたうえで、危険な塀類は除却をご検討ください。（点検する際は解体業者等に相談するなどして、申請者が自主的に行ってください。）

ブロック塀等の場合の点検チェックポイント

1. 塀の高さは地盤から 2.2m 以下か。
2. 塀の厚さは 10cm 以上か。（塀の高さが 2m 超 2.2m 以下の場合は 15cm 以上）
3. 塀の高さが 1.2m 超の場合、塀の長さ 3.4m 以下ごとに、塀の高さの 1/5 以上突出した控え壁があるか。
4. コンクリートの基礎があるか。
5. 塀に傾き、ひび割れはないか。
6. 塀に鉄筋が入っているか。
塀の中に直径 9mm 以上の鉄筋が、縦横とも 80cm 間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。また、（塀の高さが 1.2m 超の場合）基礎の根入れ深さは 30cm 以上か。（専門家に相談しましょう）

組積造（れんが造、石造、鉄筋のないブロック造）の塀の場合の点検チェックポイント

1. 塀の高さは地盤から 1.2m 以下か。
2. 塀の厚さは十分か。
3. 塀の長さ 4 m 以下ごとに、塀の厚さの 1.5 倍以上突出した控え壁があるか。
4. 基礎があるか。
5. 塀に傾き、ひび割れはないか。
6. 基礎の根入れ深さは 20cm 以上か。（専門家に相談しましょう）

（引用）ブロック塀の安全対策について 国土交通省
<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/blockbei.html>



(2)登記事項証明書

東京都特別区南都町1丁目101 全部事項証明書 (建物)

表題部 (主である建物の表示)	製製	不動産番号	000000000000
所在図番号			
所在	特別区南都町一丁目101番地		
家屋番号	101番		
①種類	②構造	③床面積 m ²	原因及びその日付(登記の日付)
居宅	木造かわらぶき2階建	1階 80.00 2階 70.00	令和1年5月1日新築 (令和1年5月7日)
表題部 (附属建物の表示)			
符号	①種類	②構造	③床面積 m ²
1	物置	木造かわらぶき平家建	30.00
原因及びその日付(登記の日付) (令和1年5月7日)			
所有者 特別区南都町一丁目5番5号 法務五部			
権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	令和1年5月7日 第805号	所有者 特別区南都町一丁目5番5号 法務五部
権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定	令和1年5月7日 第807号	原因 令和1年5月7日金銭消費貸借同日設定 債権額 金4,000万円 利率 年2.60%(年365日割計算) 損害金 年1.4・5%(年365日割計算) 債務者 特別区南都町一丁目5番5号 法務五部 抵当権者 特別区北都町三丁目3番3号 株式会社 城北銀行 (取扱い 南都支店) 共同担保 日銀(株)第2340号
共同担保目録			
記号及び番号	(6)第2340号	製製	令和1年5月7日
番号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予備
1	特別区南都町一丁目101番の土地	1	
2	特別区南都町一丁目101番地 家屋番号 101番の建物	1	

※ 1欄のみものは係争事項であることを示す。 整理番号 D12443 (2/3) 1/2

登記事項証明書の交付請求について

(法務局 HP <http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/content/001215529.pdf> から一部抜粋)

登記事項証明書(登記記録に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面)の交付を請求する場合には、請求対象の土地や建物を管轄する登記所(法務局)(以下「管轄登記所(法務局)」)といひます。)又は最寄りの登記所(法務局)に、必要な事項を記載した請求書を提出していただく必要があります。

もしくはオンライン請求もできます。法務局 HP https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/shomeisho_000001.html

【法務局問い合わせ先】

庁名	所在地	電話番号(証明書専用)
神戸地方法務局(本局)	神戸市中央区波止場町1番1号 神戸第二地方合同庁舎	078(392)0465
須磨出張所	神戸市須磨区中落合三丁目1番7号	078(794)2502
北出張所	神戸市北区惣山町一丁目7番地の11	078(594)3363
東神戸出張所	神戸市東灘区深江本町四丁目4番1号	078(451)7957
明石支局	明石市大明石町二丁目4番25号	078(912)5521

【登記情報提供サービスで建物の登記事項証明書を取得する場合】

「登記情報提供サービス」で検索し、手続きを行ってください。

(参考 URL <https://www1.touki.or.jp/>)



(3)解体工事業者の建設業許可または解体工事業の登録の写し

「解体工事業」を営もうとする者は、関係法令に基づき必要となる許可又は登録を受ける必要があります。解体工事の発注にあたっては、必要な許可又は登録を受けた工事業者と契約していただくことが必要です。工事業者に見積りを依頼される際には、以下の許可又は登録を確認できる資料も合わせて提供してもらってください。

《許可又は登録とは》

「解体工事業」については、元請け下請けに関係なく、

- ① 請負金額が500万円以上の解体工事を行う場合は、建設業法に基づき、営業所の状況に応じて国土交通大臣又は管轄する都道府県知事の「土木工事業」、「建築工事業」又は「解体工事業」の許可を受ける必要があります。
- ② 請負金額が500万円未満の解体工事を行う場合は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づき、「解体工事業」を営もうとする者は、管轄する都道府県知事の登録を受ける必要があります。なお、建設業法に基づく上記①の許可を有している場合は、この登録を行う必要はありません。

(4)本人確認書類について

以下の書類の写しを提出してください。

※委任状にて手続を委任する場合は、手続受任者の本人確認書類が必要です。（申請者の本人確認書類は不要です。）

・ 1点でよいもの（**顔写真付きの証明書**）

運転免許証、旅券（パスポート）、マイナンバーカード（表面のみ）、その他官公署が発行した顔写真付きの証明書

・ 2点必要なもの（**顔写真がない証明書**）

健康保険被保険者証、年金手帳・証書、社員証・学生証、公共料金の通知書（氏名が記載されているもの）、預金通帳、個人番号通知カード、その他氏名が確認できるもの

※個人番号通知カードの写しを提出される場合は、必ず申請者自身でマイナンバーを黒塗りする等して番号が見えないようにしてください。

《法人》の場合：申請手続者の本人確認書類に加えて、申請手続者が当該事業所に所属していることを確認できるもの（名刺・社員証等）

※来所での申請時には、本人確認書類（原本）を持参してください

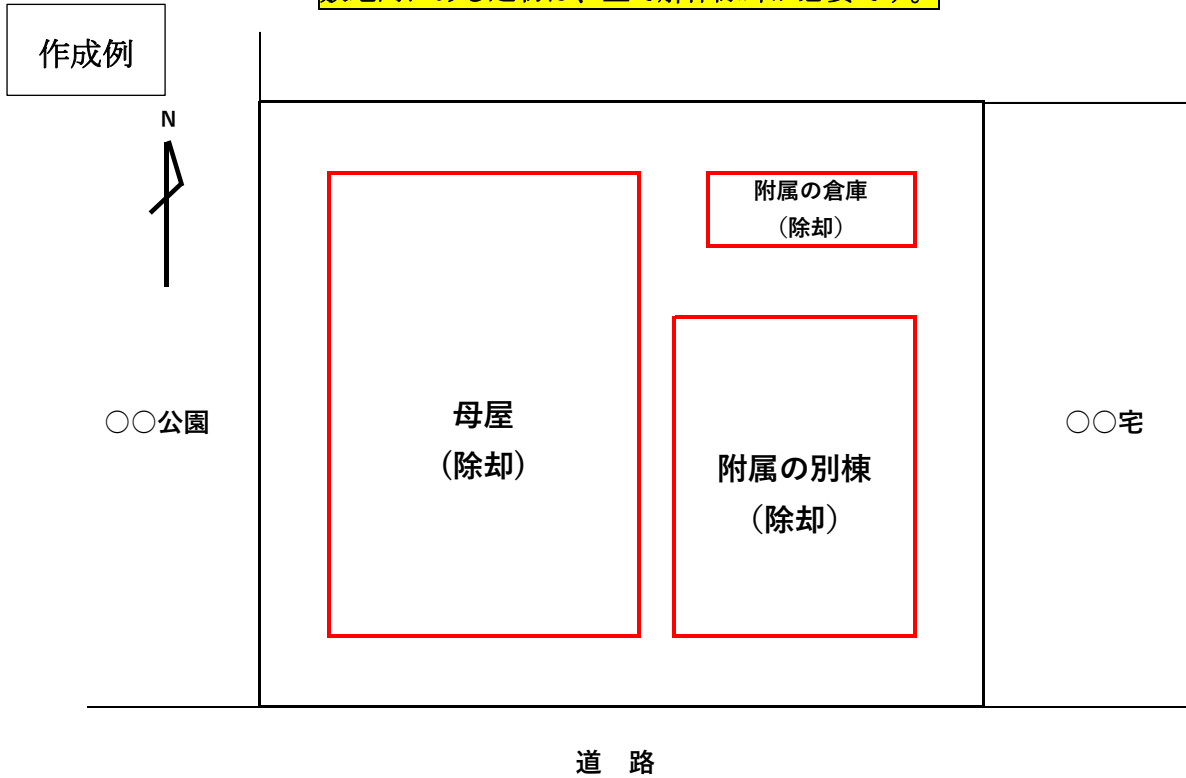
窓口で本人確認（申請者または手続受任者）を行います。

(5)配置図

敷地内に所有する建物が複数棟（母屋・離れ・倉庫など）ある場合のみ、必ず作成が必要です。

- ・敷地内にある全ての建物と、道や隣家との位置関係などの周辺状況について記入してください。
- ・門、塀や立木竹など工作物の記入の必要はありません。
- ・用紙のサイズはA4。様式は自由（参考様式P30参照）ですが、ボールペンで記入してください。

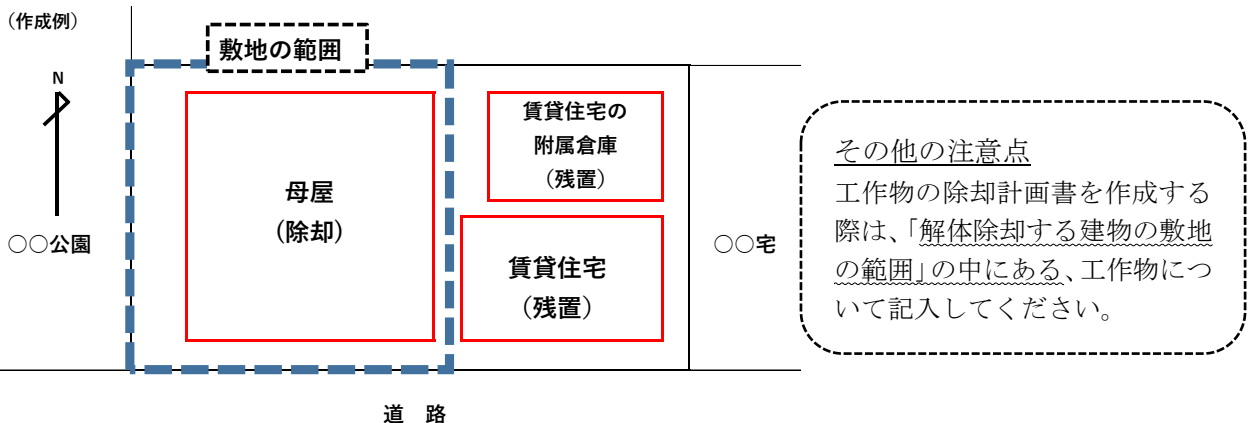
敷地内にある建物は、全て解体除却が必要です。



(注意点) 配置図に記載のない建物が実績報告時に残置していた場合、除却を求めることがあります。

【1棟のみの解体や、建物ごとに申請する場合の配置図の記載例】

- ・敷地内に所有する建物（住宅や倉庫など）が複数棟ある場合は、原則、全ての建物の解体が必要です。ただし、各建物について、用途が独立（1棟は「自己居住」、別棟は「賃貸用住宅」だった場合など）していれば、そのうち1棟のみを解体するなど、建物ごとに申請できる場合があります。（P6参照）
- ・1棟のみの解体や建物ごとに申請を希望される場合は、配置図に下記①②のとおり記入してください。
 - ①建物ごとに（**除却**）か（**残置**）を記入
 - ②門・塀や立木竹などの工作物も含めて「**解体除却する建物の敷地の範囲**」を記入（除却範囲は審査あり）



(6) 固定資産課税台帳の写し

※建物の登記事項証明書がない場合や、建築年が確認できなかった場合などに取得いただく書類です(有料)。

< 固定資産課税台帳 (写・閲覧用) >

令和◇◇年度		神戸市○○区分		固定資産課税台帳 (写・閲覧用)				令和◇◇年4月1日
所有者 氏名又は名称		神戸 太郎 外1人						備考
種類	所在地 番 家屋番号(補充番号)	登記地目又は 課税上の種類・構造	価格(評価額)(円)	固定資産税比準課税標準額 固定資産税特例額(円)	固定資産税相当標準額 固定資産税相当額(円)	備考		
		課税地目又は 課税上の屋根・階層	登記地積又は登記床面積 課税地積又は課税床面積(m ²)	都市計画税比準課税標準額 都市計画税特例額(円)	都市計画税相当標準額 都市計画税相当額(円)			
土地共有	○○町1丁目100-1	宅地	¥25,267,000	¥4,211,166	¥3,446,050	住宅用地適用 市街化区域		
			*150.00		¥48,244			
家屋共有	○○町1丁目100-1 100-1-1	住宅 木造	¥7,523,200	¥8,422,333	¥7,523,200	平成○○年△月建築 市街化区域		
		瓦葺	*100.00		¥105,324			
		2階建	*100.00		¥7,523,200			
					¥22,569			

固定資産課税台帳に記載
されている建物の延べ床面積

建物の建築年月が
ここに印字されます

見本

※この固定資産課税台帳(写)は証明書ではありません。

【参考】・同一区内に所有する1地の合計課税標準額が30万円未満又は、家屋の合計課税標準額が20万円未満の場合には、それぞれの土地又は家屋に対する固定資産税及び都市計画税はかかりません。
・固定資産税又は都市計画税の相当額額は、それぞれの土地又は家屋の課税標準額に税率を乗じて算出していますので、実際の納付税額と異なる場合があります。
・未登記建物又は仮設地で非課税の適用がある場合は、現況地積又は現況床面積を「登記地積又は登記床面積」欄に記載しています。

できるだけ来庁不要なインターネット申請をご利用ください。(電子データで交付しますので、そのまま印刷して使用してください。)なお、毎年4月1日～4月30日(30日が閉庁日の場合は翌開庁日)の閲覧申請期間は手数料が無料、それ以外の期間は1年度、1区、1所有者ごとに300円必要です。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a03858/kurashi/registration/shinsei/zei/koteishisan/kazedaicho.html>



郵送や窓口で申請する場合は、固定資産[証明・閲覧]申請書(窓口でもご記入いただけます。)に記載し、1年度、1区、1所有者ごとに300円の手数料が必要です。また、申請方法に関わらず、本人確認資料等の各種書類が必要です。

郵送の申請先は新長田合同庁舎市税の窓口、来庁の申請先は新長田合同庁舎市税の窓口又は建物が所在する区役所の市税の窓口です(兵庫、長田、北神、西区役所には、市税の窓口はありません。)

【新長田合同庁舎市税の窓口】

長田区二葉町5丁目1-32 新長田合同庁舎2階

【各区役所内市税の窓口】

東灘区	東灘区住吉東町5丁目2-1 東灘区役所3階	北区	北区鈴蘭台北町1丁目9-1 北区役所4階
灘区	灘区桜口町4丁目2-1 灘区役所1階	須磨区	須磨区大黒町4丁目1-1 須磨区役所1階
中央区	中央区東町115番地 中央区役所7階	垂水区	垂水区日向1丁目5-1 垂水区役所2階

兵庫区・長田区・北神区・西区は新長田合同庁舎市税の窓口へ(北神区の物件は北区市税の窓口でも申請可能)

【固定資産課税台帳の写しに関する問い合わせ先】

行財政局固定資産税各課 TEL:078-647-9400(自動音声がかかりますので、建物所在の区を選択してください。)

(7) 戸籍事項証明書等の取得方法

戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）、戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）、除籍謄本等を取得する際は「本籍地」の市区町村窓口で申請できます※。

申請には、「戸籍の本籍地」、「筆頭者の氏名」が必要となりますので事前に確認してください。

取得方法については、本籍地の各市区町村でご確認ください。

（本籍地が神戸市の場合、郵送や電子申請での請求により取得可能です。窓口で請求する場合は、市内の区役所・支所市民課、出張所、三宮証明・明舞サービスコーナーで取得できます。マイナンバーカードを所有されている場合、戸籍謄本、戸籍抄本はコンビニエンスストアにて取得可能です。）

※戸籍謄本、除籍謄本等については本籍地以外の市区町村窓口でも取得できます。（広域交付）

（コンピュータ化されていない一部の戸籍・除籍を除く。一部事項証明書、個人事項証明書は請求不可。）

ただし、請求できる方が限定され、請求する方が窓口に行く必要があります（代理人や郵送での請求はできません。）。本人確認のための顔写真付きの身分証明書の提示が必要です。

【参考】

- ・戸籍は、夫婦と未婚の子によって構成されます。「筆頭者」とは戸籍の一番初めに書かれている人のことをいい、住民票の世帯主とは異なり、筆頭者が亡くなくても、筆頭者は故人のまま変わりません。
- ・婚姻や養子縁組、死亡や他の市区町村への転籍等を行った場合、その戸籍から除籍となります。
- ・「戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）」とは、戸籍に記載されている全員の身分事項を証明するものです。「戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）」とは、戸籍に記載されている方のうち、1人または複数人の身分事項を証明するものです。
- ・「除籍謄本」とは、戸籍に記載されている全員が除籍された場合の戸籍の謄本です。
- ・自身の本籍地の確認については、本籍地記載の住民票を請求する、親族に確認する、運転免許証のICチップ情報で確認する等の方法があります。

(8)参考(解体工事にあたり必要となる届出などについて)

「労働安全衛生法(石綿障害予防規則等)」、「大気汚染防止法」の改正による石綿(アスベスト)飛散防止対策の強化について

建物等の解体等工事中における石綿(アスベスト)の排出等の抑制を図るため、石綿による労働災害を防止する「労働安全衛生法(石綿障害予防規則等)」、石綿による大気汚染を防止することにより生活環境を保全する「大気汚染防止法」が令和2年度に大きく改正され、令和3年度から令和5年度にかけて段階的に飛散防止対策が強化されています。(石綿含有成形品の除去に係る措置は令和2年10月1日～)。

対策強化の内容は、①全ての石綿含有建材の除去等工事に作業基準の適用が拡大されるとともに、②事前調査の信頼性の確保、及び③解体等工事の発注者・受注者等の責務の規定が適用されます。以下にその改正概要を紹介します。

1) 発注者の配慮義務

【令和3年4月1日施行】

- 工事の前に受注者(解体工事業業者)に実施が義務付けられている石綿の有無の調査(事前調査)の結果、石綿が使用されていることが明らかになった場合は、石綿除去等の工事に必要な費用等を含めた以下の発注条件について、受注者が法律を遵守して工事ができるよう配慮すること
 - ・工事の費用(契約金額)
 - ・工期
 - ・作業の方法
- 上記の事前調査が適切に行われるよう、石綿の有無についての情報がある場合は、その情報を受注者に提供するなどの配慮をすること
- 受注者に義務付けられる作業の実施状況を確認できる記録の作成が適切に行われるよう、写真の撮影を許可するなどの配慮をすること

2) 受注者(解体工事業業者)に対する石綿対策の強化

【令和3年4月1日施行】

- 全ての材料について石綿の有無の事前調査又は分析調査の実施
- 事前調査結果の記録の作成・保存(3年間)、作業現場での備え付け
- 工事開始前における労働基準監督署への計画届の対象拡大
- 石綿除去等の作業場所の点検、施工方法の規制強化
- 作業計画に従った実施状況の写真等による記録・保存(3年間)、作業従事者に係る作業記録

【令和4年4月1日施行】

- 事前調査結果の報告制度の新設：解体部分の床面積が80㎡以上の解体工事を行おうとする場合は、工事開始前に電子システムによる労働基準監督署及び神戸市への報告

石綿事前調査結果報告システム(受注者が行う石綿の事前調査結果の報告)

<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp>



【令和5年10月1日施行】

- 事前調査や分析調査は、要件を満たす者が実施する必要があること
 - ◆事前調査を実施することができる者
 - ・特定建築物・一般建築物・一戸建て等の各石綿含有建材調査者
 - ・令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者
 - ◆分析調査を実施することができる者
 - ・厚生労働大臣が定める分析調査者講習を受講し、修了考査に合格した者
 - ・上記と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

以上のように解体作業において石綿飛散防止対策が強化される中、費用も増えます。

解体工事業業者の選定は複数の工事業業者に見積書の提出を依頼し、選定されることを推奨します。

解体工事に関する神戸市への各種届出について

補助申請者は

◆ 1、4、7の手続きが必要

- ◆ 1 建設リサイクル法に基づく事前届出(根拠法令:建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律)
対象工事: 床面積の合計が 80 m²以上の解体工事
届出者: **建物所有者 (解体補助制度申請者)**
※委任状があれば代理者が手続きすることも可能です。
届出時期: 工事着手の 7 日前まで (神戸市が届出を受理してから 7 日間は工事着手できません)

！注意！ 発注者（建物所有者）名と解体工事業者（元請業者）名が間違っていることが非常に多いので、届出の内容は発注者（建物所有者）が必ず確認をしてください。

- ◆ 2 特定建設作業実施届出(根拠法令:騒音規制法、振動規制法、兵庫県 環境の保全と創造に関する条例)
対象工事: 著しい騒音または振動を発生させる作業 (特定建設作業) を含む工事
届出者: 解体工事業者 (元請)
届出時期: 特定建設作業を開始する 8 日前まで
- ◆ 3 特定工作物解体等工事实施届出(根拠法令:兵庫県 環境の保全と創造に関する条例)
対象工事: ・延べ床面積が 80 m²以上で、非飛散性アスベスト含有建材が使用された建物の解体工事
・延べ床面積が 1,000 m²以上の解体工事
届出者: 解体工事業者 (元請)
届出時期: 工事着手の 8 日前まで
- ◆ 4 特定粉じん排出等作業実施届出(根拠法令:大気汚染防止法)
対象工事: 飛散性アスベスト含有建材を使用する建物、工作物の解体又は改修工事
届出者: **建物所有者 (解体補助制度申請者)**
※委任状があれば代理者が手続きすることも可能です。
届出時期: アスベスト除去のための養生開始の 15 日前まで
- ◆ 5 建設資材廃棄物の引渡完了報告(根拠法令:神戸市 廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例)
対象工事: 延べ床面積が 80 m²以上の建物解体工事
届出者: 解体工事業者 (元請)
届出時期: 現場内の全ての廃棄物を処分業者へ引渡してから 15 日以内
- ◆ 6 建築物除却届(根拠法令:建築基準法第 15 条第 1 項)
対象工事: 建築物又は工事に係る部分の延べ床面積が 10 m²以上の解体
届出者: 解体工事業者 届出時期: 工事着手前
- ◆ 7 固定資産税に関する家屋の届出
対象工事: 「未登記」の家屋の解体
届出者: **建物所有者 (解体補助制度申請者)**
(家屋の届出の詳細についてはこちらから)
⇒<https://www.city.kobe.lg.jp/a03858/kurashi/registration/shinsei/zei/koteishisan/kaokuido.html>



<届出窓口>

- ◆ 1～5 : 環境局環境保全課 (中央区磯上通 7-1-5 三宮プラザ EAST2 階) TEL 078-595-6222
- ◆ 6 : 建築住宅局建築調整課 (中央区浜辺通 2-1-30 三宮国際ビル 5 階) TEL 078-595-6546
- ◆ 7 : 行財政局固定資産税各課 (長田区二葉町 5 丁目 1-32 新長田合同庁舎 4 階) TEL 078-647-9400

7. 申請内容に変更がある場合に必要書類

工事金額や工事内容、解体工事業者等の変更など、補助申請時に提出した書類内容から変更があった場合や工事が中止になった場合は、下記書類の提出が必要です。

変更や中止が判明した時点ですまいるネット(TEL 078-647-9969)までご連絡ください。

〔補助金交付決定内容変更承認申請書〕 様式第4号 (P38を使用)

解体工事業者の変更や補助金額が変更となる工事金額の変更の場合、その時点で(実績報告前に)提出が必要です。(補助金交付決定内容変更承認申請書を提出した場合は、内容変更承認通知書を受け取った後に工事費の支払いをしてください。)

〔補助事業中止承認申請書〕 様式第5号 (P40を使用)

工事の中止などの理由で申請を取り下げる場合に提出。

申請者が交付決定後、解体工事契約の締結前に亡くなられた場合、相続人代表者が補助事業中止承認申請書を提出してください。相続人の決定後、その方による新たな補助申請が必要です。

解体工事契約後、工事途中で申請者が亡くなられた場合は、速やかにすまいるネットにご連絡ください。

8. 実績報告に必要な書類

〔補助事業実績報告書〕 様式第8号 (P42を使用)

〔補助金請求書〕 様式第10号 (P44を使用)

〔解体工事請負契約書の写し〕

申請時に提出した見積書と同一の解体工事業者等との契約であること。

※工事注文書にて対応する場合は、請書とあわせて提出すること。

※契約者名は申請者名であること。

※解体後すぐに新築工事を予定している場合は、原則としてそれぞれ別に契約すること。

〔領収書等の写し〕

解体工事業者等が発行したもの(宛名が申請者名のもの)。

※日付は工事契約日以降のものであること。

〔解体除却後の写真〕

解体後の敷地の全景がわかるものをカラーで2～3枚。(隣家等の周辺を含めたもの)

※申請時提出の写真と同方向から撮影したものを1枚含めること。

※契約内容に「隣家の外壁補修」等が含まれる場合、その補修後の写真も含めること。

※跡地保全のため更地にビニールシート等を敷く場合、敷設前に写真撮影をおこなうこと。

<場合によって必要な書類>

〔軽微な変更届〕 (P46参照)

工作物等の除却予定内容の変更や補助金額の変更を伴わない工事金額の変更の場合等に提出。

※必要に応じて添付書類(工作物の除却計画書の修正版や工事金額の変更内容が分かる明細等)を提出してください。

〔受領委任状〕 様式第11号 (P48を使用)

補助金の受領を申請者以外の方が行う場合に提出。

※代理受領を行う場合は「様式第10号 補助金請求書」も必要です。(P44を使用)

申請書類一覧

申請書類一式はすまいるネットホームページからもダウンロードすることができます。

(<https://www.smilenet.kobe-rma.or.jp/hojo/rokyu-1/>)



補助金交付申請書

令和 年 月 日

神戸市長宛

申請者	住所 (お住まい)	(〒 -)
	団体名 (法人の場合)	
	氏名 (法人は役職・代表者名)	(フリガナ)
	連絡先	

下記補助金の交付について、申請します。なお、本申請の内容並びに関係書類について事実と相違のないこと及び申請資格を満たすことを誓約します。また、市が、補助金の交付に必要な範囲内において課税当局等の関係機関へ照会及び情報提供することおよび、補助対象建物の除却前後の写真を普及啓発等に活用することを承諾します。

補助事業の名称	神戸市老朽空家等解体補助事業			
老朽空き家等の所在地	(地番を記載)		(住居表示を記載)	
補助事業の期間	着手予定	年 月	完了予定	年 月
建物の状況・用途	棟数	<input type="checkbox"/> ①敷地内に建物は1棟だけである(「倉庫」・「離れ」などの他の建物は全くない) <input type="checkbox"/> ②敷地内に建物が複数棟ある(「母屋」・「離れ」・「倉庫」など) ※1		
	配置図(上記②の場合のみ提出)	有 ・ 無		
	工作物の除却計画書(提出必須)	別添のとおり		
	登記床面積又または課税床面積の合計 ※2	m ²		
	建築時期	年 月		
	空き家になった時期	年 月		
	主な腐朽・破損箇所 (チェックした箇所の写真を提出してください) <input type="checkbox"/> 屋根・軒・庇 <input type="checkbox"/> 外壁 <input type="checkbox"/> バルコニー・屋外階段 <input type="checkbox"/> 基礎・土台・柱・梁 <input type="checkbox"/> その他()			
	用途・戸数(建物の用途にチェックを入れて、その戸数を記入してください) <input type="checkbox"/> 戸建て()戸 <input type="checkbox"/> 長屋()戸 <input type="checkbox"/> 共同住宅()戸 <input type="checkbox"/> 非住宅()戸	合計	()戸	
見積書の金額	円 (税込)			
<input type="checkbox"/> 申請者は暴力団員等ではありません <input type="checkbox"/> 国又は地方公共団体等による他の補助金等の交付を受けていません <input type="checkbox"/> 当該空き家は、宗教活動、政治活動に資するものではありません <input type="checkbox"/> 当該空き家は文化財・景観重要建造物等ではありません <input type="checkbox"/> 当該空き家は、耐震改修等の工事費補助を受けていません		解体後の土地の活用の予定について <input type="checkbox"/> 売却(建売含む) <input type="checkbox"/> 建替え <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> 資材置き場 <input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 地主へ返還 <input type="checkbox"/> その他()		
ブロック塀を解体する場合、ブロック塀が以下のすべての項目に該当する場合はチェックをお願いします。 <input type="checkbox"/> すべて該当 (①道路に面している ②高さが80cm以上(4段以上)ある ③ひび割れ等がある)				

※1 敷地内に所有する建物(住宅や倉庫など)が複数棟ある場合は、原則、全ての建物の解体が必要です。(ただし、自己居住用と賃貸用住宅など用途が異なれば建物ごとに申請ができる場合があります。)

※2 ・建物の「登記事項証明書」「固定資産課税台帳登録事項証明書」「固定資産課税台帳の写し」「課税明細書」のいずれかに記載の面積を記入してください。(いずれの資料もない場合は「-」と記入してください。) ・解体する別棟の新耐震建物(1981年6月1日以降に着工した建物)の面積は含めないでください。

空き家の所在地（地番） _____ 区 _____

1. 道(私道を含む)に面する門・塀類、車庫・カーポート、敷地内の立木竹等〔原則、除却〕

対象となる工作物	除却計画	写真添付※2
道(私道を含む) に面する門・塀類、 車庫・カーポート <input type="checkbox"/> ある(右欄記入) <input type="checkbox"/> ない	<input type="checkbox"/> 全部除却する(一部分でも残置するものが全くない) <input type="checkbox"/> 安全上等の理由により除却できない(⇒理由記入と写真提出) <除却できない「工作物」・理由 ※1> (記入例:「コンクリート塀」・土留めを兼ねているため、高さ一段程度は残置)	除却できない工作物がある場合は、その写真を撮影し、提出してください。
敷地内の立木竹等 <input type="checkbox"/> ある(右欄記入) <input type="checkbox"/> ない	<input type="checkbox"/> 全部伐採する <input type="checkbox"/> 安全上等の理由により伐採できない(⇒理由記入と写真提出) <伐採できない理由 ※1> (記入例:伐採で擁壁倒壊の恐れがあるため、周辺に悪影響を及ぼさないよう枝等は剪定した上で残置する。)	伐採できない立木竹等がある場合は、その写真を撮影し、提出してください。

※1 全て除却・伐採ができない場合も、周囲に危険や迷惑が及ばない範囲まで除却・伐採してください。
 ※2 除却できない工作物や立木竹等がある場合は、その写真を提出してください。

2. 隣地に面する塀類〔自主点検し、危険な塀類(危険なブロック塀など)は、除却に努めてください〕

対象となる工作物	除却計画
隣地に面する塀類 (隣地との共有物を含む) <input type="checkbox"/> ある(右欄記入) <input type="checkbox"/> ない	<input type="checkbox"/> 全部除却する(一部分でも残置するものが全くない) 【除却できない・しないものがある場合の理由 複数選択可 】 <input type="checkbox"/> 周囲に危険とならない塀類なので除却しない(安全性のあるフェンスなど) <input type="checkbox"/> 周囲に危険とならない範囲まで除却する(ブロック塀の上段部分は解体するなど) <input type="checkbox"/> 隣地と共有、隣地が所有、もしくは隣地境界を兼ねているため除却できない <input type="checkbox"/> 高低差があり安全のため除却できない <input type="checkbox"/> 土留めを兼ねているため除却できない <input type="checkbox"/> その他の理由により除却できない (その他の理由: _____)

3. その他の工作物

対象となる工作物	除却計画
擁壁、階段、外構のコンクリート舗装、花壇、池、井戸など <input type="checkbox"/> ある(右欄記入) <input type="checkbox"/> ない	<input type="checkbox"/> 全部除却する(一部分でも残置するものが全くない) 【除却しない工作物 複数選択可 】 <input type="checkbox"/> 擁壁 <input type="checkbox"/> 階段 <input type="checkbox"/> 外構のコンクリート舗装 <input type="checkbox"/> メーカー製の物置(土地に定着していないもの) <input type="checkbox"/> 花壇 <input type="checkbox"/> 池 <input type="checkbox"/> 井戸 <input type="checkbox"/> その他(_____)

委任状

令和 年 月 日

私は、神戸市老朽空家等解体補助金交付要綱第17条第2項の規定により、当該補助事業に関する申請手続き等を下記代行者へ委任します。

記

1. 委任する内容

神戸市老朽空家等解体補助金交付要綱第7条、第10条及び第11条に規定する申請の手続きに関する一切の権限

<委任者(申請者)>

(〒 -)

住所(お住まい)

団体名(法人の場合)

氏名(自署又は記名・押印)

<代行者(受任者)>

(〒 -)

住所(お住まい)

団体名(法人の場合)

氏名(自署又は記名・押印)

連絡先

受任者にも交付決定通知書等の文書の写しの送付を希望します。

同意書

(申請者及び補助事業者)

_____様

私は、上記申請者及び補助事業者に申請及び補助事業の遂行に関する一切のことを委任するとともに下記の所在に存する家屋の解体除却について、同意します。

記

家屋の所在 (地番)	
---------------	--

令和 年 月 日

住所 _____

氏名(自署又は記名・押印) _____

- 建物の登記事項証明書の権利部(甲区)の住所と現住所が違いますが、本人に相違ありません。

誓約書

神戸市長 宛

私は、以下の内容について宣誓するとともに、神戸市老朽空家等解体補助金交付要綱第2条第1項第三号に規定する所有者等です。なお、私が申請者並びに補助事業者として、当該補助事業を遂行します。また、権利等の争い及び当該家屋の解体除却により問題等が生じた際は、私の責任において解決し、神戸市には一切迷惑をかけないことを誓約します。

解体除却する家屋 _____ 区 _____ (地番)に存する家屋

I. 相続人が申請する場合

- 私は上記家屋の所有者 _____ の相続人(関係性: _____)です。また、上記家屋の解体除却について相続人複数の場合は、相続人全員からの同意を得ており、かつ、申請等の手続きに関して一切権限を委任されています。

(添付書類 : ・所有者との関係性を証する書類 および ・所有者が死亡していることを証する書類)

II. 売買取得により建物移転登記をしていない場合

- 上記家屋は、別紙のとおり既に売買契約は成立し、引渡しも完了しています。

(添付書類 : 売買契約書および売買金額の支払いが確認できる書類)

III. その他の事項

① (建物の登記事項証明書と現在居住している住所に相違がある場合)

- 建物の登記事項証明書の権利部(甲区)に記載された住所と現在居住している住所が違いますが、本人に相違ありません。

② その他 (自由記載)

令和 年 月 日

住所 _____

氏名(自署又は記名・押印) _____

補助金交付決定内容変更承認申請書

令和 年 月 日

神戸市長宛

住所 (お住まい)	(〒 -)
団体名 (法人の場合)	
氏名 (法人は役職・代表者名)	(フリガナ)
連絡先	

令和 年 月 日付神建住建対第 号をもって交付決定のあった下記事業について、次のとおり交付決定の内容を変更したいので、承認願いたく申請します。

なお、本変更承認申請の内容並びに関係書類について事実と相違のないことを誓約します。

記

補助事業の名称	神戸市老朽空家等解体補助事業	
解体工事業者名 (工事業者変更の場合のみ)	変更前	変更後
見積り金額 (見積り金額変更の場合のみ)	変更前	円(税込)
申請者名 (申請者変更の場合のみ)	変更前	変更後
変更の内容・理由		
添付書類		

受付欄

補助事業中止承認申請書

令和 年 月 日

神戸市長宛

住 所 (お住まい)	(〒 -)
団 体 名 (法人の場合)	
氏 名 (法人は役職・代表者名)	(フリガナ)
連 絡 先	

令和 年 月 日付神建住建対第 号をもって交付決定(変更)のあった下記事業について、次のとおり中止したいので、承認願いたく申請します。

記

補助事業の名称	神戸市老朽空家等解体補助事業
中止の理由	
中止の期日	年 月 日

受付欄

補助事業実績報告書

令和 年 月 日

神戸市長宛

住所 (お住まい)	(〒 -)
団体名 (法人の場合)	
氏名 (法人は役職・代表者名)	(フリガナ)
連絡先	

令和 年 月 日付神建住建対第 号をもって交付決定(変更)のあった下記事業について、その実績を報告します。なお、本実績報告書の内容並びに関係書類について事実と相違のないことを誓約します。

記

補助事業の名称	神戸市老朽空家等解体補助事業		
補助事業の期間	着手年月日 (契約日)	年	月 日
	完了年月日 (領収書日付)	年	月 日
契約金額	円 (税込)		
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・解体工事請負契約書の写し ・解体工事代金領収書の写し ・工事完了したことが確認できる写真 		

受付欄

補助金請求書

令和 年 月 日

神戸市長宛

住 所 (お住まい)	(〒 -)
団 体 名 (法人の場合)	
氏 名 (法人は役職・代表者名)	(フリガナ)
連 絡 先	

以下のとおり、補助金を交付されたく請求します。

補助金額	円
補助事業の名称	神戸市老朽空家等解体補助事業

・振込先口座

金融機関名		銀行			支店		
金融機関コード (4ケタ)	支店コード (3ケタ)						
預 金 種 目		1. 普通 2. 当 座 3. その他()					
口 座 番 号 (7ケタ)							
口 座 名 義 (カタカナで記入)							

- ※ 口座名義は、申請者等と同一の名義であること。
- ※ 補助金の請求について受領委任状を提出する場合は振込先口座欄を記入しないこと。
- ※ 振込先金融機関がゆうちょ銀行の場合、口座番号は下1桁を記載せず7桁を記載すること。

軽 微 な 変 更 届

令和 年 月 日

神戸市長宛

住 所 (お住まい)	(〒 -)
団 体 名 (法人の場合)	
氏 名 (法人は役職・代表者名)	(フリガナ)
連 絡 先	

令和 年 月 日付神建住建対第 号をもって交付決定(変更)のあった下記事業について、次のとおり軽微な変更をしたいので、関係書類を添えて下記のとおり届出ます。

記

補助事業の名称	神戸市老朽空家等解体補助事業
軽微な変更の概要	
添付書類	

※ 添付書類は変更に係る部分のみ添付すること

受 付 欄

受領委任状

令和 年 月 日

神戸市長 宛

住 所 (お住まい)	(〒 -)
団 体 名 (法人の場合)	
氏 名 (法人は役職・代表者名)	(フリガナ)
	(印)
連 絡 先	

私は、下記のとおり受任者を代理人と定め、補助金の受領を委任します。

記

1. 受任者(補助金受領者)

住 所	
団 体 名 (法人の場合)	
氏 名 (法人は役職・代表者名)	(フリガナ)
	(印)
連 絡 先	

2. 補助事業の名称

神戸市老朽空家等解体補助事業

3. 受領委任する金額

金 円

4. 振込先口座

金融機関名		銀行	支店
金融機関コード (4ケタ)	支店コード (3ケタ)		
預 金 種 目		1. 普通 2. 当 座 3. その他()	
口 座 番 号 (7ケタ)			
口 座 名 義(カタカナで記入)			

(注意)口座名義は、受任者名と一致している口座名義(カタカナ)を記入すること。
振込先金融機関がゆうちょ銀行の場合、口座番号は下1桁を記載せず7桁を記載すること。

申請書記載例一覽

補助金交付申請書

令和 7年 4月 30日

申請者のお住まいを記載。
(法人の場合は法人の所在地)
神戸市長 宛

申請者が法人の場合は法人名
(個人の場合は記載不要)

申請者	住所 (お住まい)	(〒 650-8570) 神戸市中央区加納町 6-5-1
	団体名 (法人の場合)	すまいるネット有限会社
	氏名 (フリガナ)	コウベ イチロウ 代表取締役 神戸 一郎 078-331-8181

申請者の氏名(通称名をお持ちの場合は併記)を記載
(法人の場合は役職および代表者名)

下記補助金の交付について、申請します。なお、本申請
申請資格を満たすことを誓約します。また、市が、補助金
解体する建物の地番(登記事項証明書等を参照)を記載する。

着手予定=工事業者との契約予定日
完了予定=工事費の支払予定日
補助対象建物の除却前後の
老朽空家等解体補助事業
解体する建物の住居表示(町名以下)を記載する。

老朽空き家等の所在地	神戸市中央区加納町6丁目 999 番地 (地番を記載)		6丁目8-9 (住居表示を記載)	
補助事業の期間	着手予定	令和7年 8月	完了予定	令和7年 9月
建物の状況・用途	棟数	<input type="checkbox"/> ①敷地内に建物は1棟だけである(「倉庫」・「離れ」などの他の建物は全くない) <input checked="" type="checkbox"/> ②敷地内に建物は複数棟ある(「母屋」・「離れ」・「倉庫」など) ※1		
	配置図(上記②の場合は必須)	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	工作物の除却計画書(提出)	有か無に丸をつける 別添のとおり		
	登記床面積または課税床面積の合計	78.88 m²		
	建築時期	昭和 55年 5月		
	空き家になった時期	令和 6年 10月		
該当する箇所にチェック (複数回答可)	主な腐朽・破損箇所 (チェックした箇所の写真を提出) <input type="checkbox"/> 屋根・軒・庇 <input checked="" type="checkbox"/> 外壁 <input type="checkbox"/> バルコニー・屋外 <input type="checkbox"/> その他()		建築時期=建物の登記事項証明書や 固定資産課税台帳の写し等で確認	
	用途・戸数(建物の用途にチェックを入れて、その戸数を記入してください) 合計 <input checked="" type="checkbox"/> 戸建て(1)戸 <input type="checkbox"/> 長屋()戸 <input type="checkbox"/> 共同住宅()戸 <input checked="" type="checkbox"/> 非住宅(1)戸 (2)戸			
見積書の金額	2,000,000 円(税込)			
<input checked="" type="checkbox"/> 申請者は暴力団員等ではありません <input checked="" type="checkbox"/> 国又は地方公共団体等による他の補助金等を受領していません <input checked="" type="checkbox"/> 当該空き家は、宗教活動、政治活動の見積り金額(税込)を記載していません <input checked="" type="checkbox"/> 当該空き家は文化財・景観重要建造物等ではありません <input checked="" type="checkbox"/> 当該空き家は、耐震改修等の工事費補助金を受領していません	解体後 <input checked="" type="checkbox"/> 売却(建売含む) <input type="checkbox"/> 建替え <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> 資材置き場 <input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 地主へ返還 <input type="checkbox"/> その他()		建物の用途・戸数を記載(合計戸数も) (複数棟ある場合は建物ごとに戸数記入)	
ブロック塀を解体する場合、ブロック塀が以下のすべての項目に該当する場合はチェックをお願いします。 <input checked="" type="checkbox"/> すべて該当 (①道路に面している ②高さが80cm以上(4段以上)ある ③ひび割れ等がある)				

※1 敷地内に所有する建物(住宅や倉庫など)が複数棟ある場合は、原則、全ての建物の解体が必要です。
 (ただし、自己居住用と賃貸用など用途が異なれば建物ごとに申請ができる場合があります。)

※2 ・建物の「登記事項証明書」「固定資産課税台帳登録事項証明書」「固定資産課税台帳の写し」「課税明細書」のいずれかに記載の面積を記入してください。(いずれの資料もない場合は「-」と記入してください。)
 ・解体する別棟の新耐震建物(1981年6月1日以降に着工した建物)の面積は含めないでください。

委任状

令和 7年 4月 30日

私は、神戸市老朽空家等解体補助金交付要綱第 17 条第2項の規定により、当該補助事業に関する申請手続き等を下記代行者へ委任します。

記

1. 委任する内容

神戸市老朽空家等解体補助金交付要綱第7条, 第 10 条及び第 11 条に規定する申請の手続きに関する一切の権限

申請者のお住まいを記載。(申請者が法人の場合は法人の所在地)	申請者) >	(〒 650 - 8570)	>	(〒 650 - 8570)
申請者が法人の場合は法人名(申請者が個人の場合は記載不要)	(お住まい)	神戸市中央区加納町6丁目5-1		
氏 名(署名又は記名・押印) <u>神戸 太郎</u>				
申請者の氏名(通称名をお持ちの場合は併記)を記載(申請者が法人の場合は役職および代表者名)				
<代 行 者(受任者)> (〒 650 - 8570)				
代理人のお住まいを記載。(代行者が法人の場合は法人の所在地)	(お住まい)	神戸市中央区加納町 10 丁目 10-10		
氏 名(署名又は記名・押印) <u>神戸 八郎</u>				
代理人が法人の場合は法人名(代行者が個人の場合は記載不要)	(連絡先)	078-331-8183		
代理人の氏名(通称名をお持ちの場合は併記)を記載(代行者が法人の場合は役職および代表者名。)				

受任者にも交付決定通知書等の文書の写しの送付を希望します。

委任状が提出された場合でも、交付決定通知書等の各通知は原則、申請者に送付します。受任者にも送付を希望する場合はチェックする。(受任者への送付は写しを送付します。)

同意書

(申請者及び補助事業者)

申請者の氏名（通称名をお持ちの場合は併記）を記載
（申請者が法人の場合は法人名・役職および代表者名）

神戸 太郎 様

私は、上記申請者及び補助事業者に申請及び補助事業の遂行に関する一切のことを委任するとともに下記の所在に存する家屋の解体除却について、同意します。

記

申請書に記載の地番を記載

家屋の所在 (地番)	神戸市中央区加納町6丁目 999 番地
---------------	---------------------

※申請に同意した共有者が記入・押印すること

同意書を作成した日付を記載

令和 7年 4月 20日

同意する者（共有名義の者）の氏名（通称名がある方は併記）・お住まいを記載

住 所 神戸市中央区加納町6丁目5-99

氏 名(署名又は記名・押印) 神戸 三郎

建物登記事項証明書の権利部（甲区）の住所と現住所
が異なる場合には、チェックをつける。

- 建物の登記事項証明書の権利部（甲区）の住所と現住所が違いますが、本人に相違ありません。

誓約書

神戸市長 宛

私は、以下の内容について宣誓するとともに、神戸市老朽空家等解体補助金交付要綱第2条第1項第三号に規定する所有者等です。なお、私が申請 該当するものにチェックし必要事項を記載 します。また、権利等の争い及び当該家屋の解体除却により問題等が生じた際は、私の責任において解決し、神戸市には一切迷惑をかけないことを誓約します。

解体除却する家屋 中央 区 加納町6丁目 999 番地 (地番)に存する家屋

I. 相続人が申請する場合



私は上記家屋の所有者 神戸 九郎 の相続人(関係性: 子)
解体除却について相続人複数の場合は、相続人全員からの同意を得ており、かつ
して一切権限を委任されています。

家屋の所有者からみた、
相続人(申請者)の
関係性を記入

(添付書類 : ・所有者との関係性を証する書類 および ・所有者が死亡していることを証する書類)

II. 売買取得により建物移転登記をしていない場合



上記家屋は、別紙のとおり既に売買契約は成立し、引渡しも完了しています。
(添付書類 : 売買契約書および売買金額の支払いが確認できる書類)

III. その他の事項

① (建物の登記事項証明書と現在居住している住所に相違がある場合)



建物の登記事項証明書の権利部(甲区)に記載された住所と現在居住している住所が違いますが、本人に相違ありません。

② その他 誓約書(自由記載)



令和 7 年 4 月 30 日

住所 神戸市中央区加納町6丁目5-1

氏名(自署又は記名・押印)

神戸 太郎

申請者のお住まい、氏名
(法人の場合は法人名・役職及び代表者名を記載)

補助金交付決定内容変更承認申請書

令和 7 年 6 月 10 日

神戸市長宛

申請者のお住まいを記載。(申請者が法人の場合は法人の所在地)	住所 (お住まい)	(〒 650 - 8570) 神戸市中央区加納町 6-5-1
申請者が法人の場合は法人名(申請者が個人の場合は記載不要)	団体名 (法人の場合)	
	(フリガナ)	コウベ タロウ
申請者の氏名(通称名をお持ちの場合は併記)を記載(申請者が法人の場合は役職および代表者名)	名 (代表者名)	神戸太郎
	連絡先	078- 331 - 8181

令和 7 年 5 月 16 日付神建住建対第 240 号をもって交付決定のあった下記事業について、次のとおり交付決定の内容を変更したいので、承認願いたく申請します。

なお、本変更承認申請の内容並びに関係書類について 交付決定通知書に記載の日付、文書番号を記載。

解体工事業者が変更となる場合、変更前後を記載。 記

補助事業の名称	神戸市老朽空家等解体補助事業	
解体工事業者名 (工事業者変更の場合のみ)	変更前 (株)すまいるネット組	変更後 (株)神戸市建築住宅局組
見積り金額 (見積り金額変更の場合のみ)	変更前 2,000,000 円 (税込)	変更後 2,500,000 円 (税込)
中請者名	変更前	変更後
見積り金額が変更となる場合、変更前後を記載。	申請者が変更となる場合、変更前後の申請者名を記載	
変更の内容・理由	解体工事業者の変更によって、見積り金額が変更された。 変更となった理由及び内容を記載	
添付書類	見積書 許可書又は登録書の写し	

- ・解体工事業者が変更となった場合は、「新たな見積書」と「許可書又は登録書」を提出
- ・見積り金額のみが変わった場合は、「新たな見積書」を提出

補助事業中止承認申請書

令和 7 年 8 月 1 日

神戸市長 宛

申請者のお住まいを記載。 (申請者が法人の場合は法人の所在地)	住所 (お住まい)	(〒 650 - 8570) 神戸市中央区加納町 6-5-1
申請者が法人の場合は法人名 (申請者が個人の場合は記載不要)	団体名 (法人の場合)	
申請者の氏名 (通称名をお持ちの場合は併記) を記載 (申請者が法人の場合は役職および代 表者名)	名 (フリガナ)	コウベ タロウ
	名 (職・代表者名)	神戸太郎
	連絡先	078 - 331 - 8181

令和 7年5月 16 日付神建住建対第 240 号をもって交付決定(変更)のあった下記事業について、次のとおり中止
したいので、承認願いたく申請します。

交付決定通知書 (変更申請している場合は、変更承認通知書) に記載の日付、文書番号を記
記

補助事業の名称	神戸市老朽空家等解体補助事業
中止の理由	解体工事を行わず売却することとしたため 中止の理由を記載。
中止の期日	令和 7 年 7 月 1 日

中止する期日を記載

受付欄

補助事業実績報告書

令和 年 月 日

神戸市長 宛

申請者のお住まいを記載。 (申請者が法人の場合は法人の所在地)	住 所 (お住まい)	(〒 650 - 8570) 神戸市中央区加納町 6-5-1
申請者が法人の場合は法人名 (申請者が個人の場合は記載不要)	団 体 名 (法人の場合)	
申請者の氏名(通称名をお持ちの場合は併記) を記載(申請者が法人の場合は役職および代 表者名)	名 (フリガナ)	コウベ タロウ
	職・代表者名	神戸 太郎
	連 絡 先	078 - 331 - 8181

令和 7年5月 16 日付神建住建対第 240 号をもって交付決定(変更)のあった下記事業について、その実績を報告
します。なお、本実績報告書の内容並びに関係書類について事実と相違のないことを誓約します。

交付決定通知書(変更申請している場合は、変更承認通知書)に記載の日付、文書番号を記載。

補助事業の名称	神戸市老朽空家等解体補助事業	
解体工事業者との契約日を記載。	着手年月日 (契約日)	令和 7年 6 月 20 日
解体工事業者から受け取った 領収書に記載の日付を記載	完了年月日 (領収書日付)	令和 7年 7 月 30 日
契約金額	1,800,000 円 (税込)	
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・解体工事請負契約書の写し ・解体工事代金領収書の写し ・工事完了したことが確認できる写真 	

解体工事業者と契約した金額を記載

受 付 欄

補助金請求書

令和 年 月 日

神戸市長 宛

申請者のお住まいを記載。 (申請者が法人の場合は法人の所在地)	住所 (お住まい)	(〒 650 - 8570) 神戸市中央区加納町 6-5-1
申請者が法人の場合は法人名 (申請者が個人の場合は記載不要)	団体名 (法人の場合)	
申請者の氏名 (通称名をお持ちの場合は併記) を 記載 (申請者が法人の場合は役職および代表者名)	氏名 表者名)	(フリガナ) コウベ タロウ 神戸太郎
	連絡先	078 - 331 - 8181

以下のとおり 補助金を交付されたく請求します。

交付決定通知書 (変更承認通知書) で通知された補助金の額を記載。

請求金額	600,000 円
補助事業の名称	神戸市老朽空家等解体補助事業

補助金を受け取る金融機関名、支店名を記載

金融機関名		こども 銀行				三宮 支店		
金融機関コード (4ケタ)	支店コード (3ケタ)	1	2	3	4	0	1	2
預金種目		1. 普通		2. 当座		3. その他()		
口座番号 (7ケタ)		1	2	3	4	5	6	7
口座名義 (カタカナで記入)		コウベ タロウ		口座番号 (7桁) を記載。 ゆうちょ銀行の場合は下 1 桁は記載しない				

- ※ 口座名義は通帳に記載の名義と同様に記載。法人の場合は(カ)等の記載に注意すること
- ※ 振込先金融機関がゆうちょ銀行の場合、口座番号は下1桁を記載せず7桁を記載すること。

軽微な変更届

令和 7年 5月 30日

神戸市長 宛

申請者のお住まいを記載。 (申請者が法人の場合は法人の所在地)	住所 (お住まい)	(〒 650 - 8570) 神戸市中央区加納町 6-5-1
申請者が法人の場合は法人名 (申請者が個人の場合は記載不要)	団体名 (法人の場合)	(フリガナ) コウベ タロウ
申請者の氏名 (通称名をお持ちの場合は併記) を記載 (申請者が法人の場合は役職および代表者名)	氏名 (署名)	神戸 太郎
		078 - 331 - 8181

令和 7年5月 16 日付神建住建対第 240 号をもって交付決定(変更)のあった下記事業について、次のとおり軽微な変更をしたいので、関係書類を添えて下記のとおり届出ます。

交付決定通知書(変更申請している場合は、変更承認通知書)に記載の日付、文書番号を記載。

補助事業の名称	神戸市老朽空家等解体補助事業
軽微な変更の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・工作物の除却内容の変更 (道に面するコンクリート塀について、全除却予定だったが、土留めを兼ねているため、地面から数十センチ程度は残置した。) ・見積り金額の変更。(補助金額に変更はありません) ・申請者の住所の変更 <p>工作物の除却予定の変更、補助金額に変更のない見積り金額の変更や、申請者の住所が変わったことなどを、記載。</p>
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・工作物の除却計画書 ・見積書

※ 添付書類は変更に係る部分のみ添付すること

受付欄

第三者が補助金を受け取る場合、この受領委任状を提出していただきますが、併せて様式第 10 号(補助金請求書)の提出も必要です。
受領委任状の提出の際は委任者・受任者どちらも押印が必要です。

受領委任状

令和 年 月 日

袖 戸 市 長 宛

申請者のお住まいを記載。 (申請者が法人の場合は法人の所在地)	住 所 (お住まい)	(〒 650 - 8570) 神戸市中央区加納町 6-5-1
申請者が法人の場合は法人名 (申請者が個人の場合は記載不要)	団 体 名 (法人の場合)	
申請者の氏名 (通称名をお持ちの場合は併記) を記載 (申請者が法人の場合は役職および代表者名)	名 (フリガナ)	コウベ タロウ
	役職・代表者名	神戸 太郎 (印)
	連 絡 先	078 - 331 - 8181

私は、下記のとおり受任者を代理人と定め、補助金の受領を委任します。

1. 補助金の受領者のお住まいを記載。
(受領者が法人の場合は法人の所在地)

記

受領者が法人の場合は法人名 (受領者が個人の場合は記載不要)

住 所	神戸市中央区加納町6丁目5-1		
団 体 名 (法人の場合)			
フリガナ 氏名(代表者名)	(フリガナ)コウベ ジロウ	神戸 次郎	(印)
連 絡 先	078 - 331 - 8		

受領者の氏名 (通称名がある場合は併記) を記載
(受領者が法人の場合は役職および代表者名)

2. 補助事業の名称
神戸市老朽空家等解体補助事業

3. 受領委任する金額
金 600,000 円

交付決定通知書 (変更承認通知書) で通知された補助金の額を記載。

補助金を受け取る金融機関名、支店名を記載		金融機関コード・支店コードを記載						
金融機関名		こども 支店			三宮 支店			
金融機関コード (4ケタ)	支店コード (3ケタ)	1	2	3	4	0	1	2
預 金 種 目		1. 普通			2. 当座			預金種目を選択
口座番号 (7ケタ)		7	6	5	4	3	2	1
口座名義 (カタカナで記入)		コウベ ジロウ						

(注) 通帳に記載の名義と同様に記載。
法人の場合はカ等の記載に注意すること

口座名義(カタカナで記入)と口座番号を記載。ゆうちょ銀行の場合は下1桁は記載しない